

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請必要書類チェック表

	必 要 書 類	新規 許可	更新 許可	変更 許可
1	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（第1面～第3面）	○	○	○
2	役員等全員分の本籍地入りの住民票（個人申請の場合は申請者及び政令使用人のもの）	○	○	○
3	役員等全員分の登記事項証明書（成年後見登記制度に伴う「登記されていないことの証明書」）（個人申請の場合は申請者及び政令使用人のもの）	○	○	○
4	《株主・出資者が法人の場合》出資法人の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	△	△	△
5	事業計画書（収集・運搬）（用紙1） ※廃石綿等以外の特定有害産業廃棄物の許可を取得する場合は「事業計画書別紙」も必要	○	※	▲
6	《廃棄物の運搬時に容器を使用する必要がある場合》運搬容器の写真又はカタログ等	△	—	▲
7	申請者の定款又は寄付行為の写し（法人申請の場合のみ）	○	○	○
8	申請者の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人申請の場合のみ）	○	○	○
9	誓約書（用紙2：個人申請者用、用紙3：法人申請者用）	○	○	○
10	収集・運搬車両一覧（用紙4）	○	—	—
11	車検証の写し	○	—	—
12	《借用車両の場合》車両使用承諾書（用紙5）又は賃貸借契約書の写し	△	—	—
13	収集・運搬車両の写真（用紙6）（前面、側面、表示拡大） ※特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合は荷台の形状がわかる写真も必要	○	—	—
14	事務所の付近見取り図	○	—	—
15	事務所の使用権原を証する書類（不動産登記簿謄本、土地・建物使用承諾書（用紙9）、賃貸借契約書の写し等）	○	—	—
16	駐車場の付近見取り図	○	—	—
17	駐車場の平面図	○	—	—
18	駐車場の使用権原を証する書類（不動産登記簿謄本、土地・建物使用承諾書（用紙9）、賃貸借契約書の写し等）	○	—	—
19	講習会の修了証の原本（照合のため）及び写し	○	○	○
20	事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法（用紙7）	○	○	○
21	資産に関する調書（個人申請者用）（用紙8）（個人申請の場合のみ）	○	○	○
22	直前3年間分の納税証明書（様式その1） （個人申請の場合は所得税、法人申請の場合は法人税のもの）	○	○	○
23	直前3年間の決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計書・個別注記表）（法人申請の場合のみ）	○	○	○
24	《他自治体で既に許可を受けている場合》他自治体の許可証の写し 《申請中の場合》他自治体への許可申請書（第1面）の写し	△	△	△

○：必要 △：該当する場合必要 ※：石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合必要（裏面参照）

▲：変更する部分について必要 —：不要

○注意事項

- ・ 申請書類については、札幌市のホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」からダウンロードできます。(http://www1.city.sapporo.jp/download/shinsei/)
- ・ 必ず別紙の「収集運搬業に係る許可申請・変更届の申請書類・添付書類について」を確認してください。
- ・ 積替え保管、処分業の許可申請については、事業廃棄物（011-211-2927）へお問い合わせください。
- ・ 2～4については、先行許可証（既に許可を取得しており、その許可証の一番下に記載してある「許可証の提出の有無」の項目が「無」になっている許可証。ただし、現在の許可を更新する時に、その許可証は使用できません。）を提出することで、省略できます。なお、先行許可証を使用する場合は、原本照合を行いますので、必ず原本も提出してください。（確認後返却いたします。）また、北海道、札幌市、旭川市、函館市のものに限り有効です。
- ・ 運搬車両、役員、事務所、駐車場等に変更が生じた場合は、別途変更届が必要になります。
- ・ 許可申請は郵送では受け付けておりません。必ず、窓口へ書類を持参し、申請してください。
- ・ 必要書類が不足している、書類に不備がある場合は、全ての書類が揃ってからでないと、申請をお受けできません。
- ・ 申請書類確認後、手数料を納めていただきますので、手数料を現金でご持参ください。
- ・ 申請を受理してから許可ができるまでは、4～6週間かかります。

※石綿含有産業廃棄物について

改正政令の施行に伴い、平成18年10月1日から、石綿含有産業廃棄物を取扱う者は、その産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物を含むことを許可証に明記する必要があります。石綿含有産業廃棄物を取扱う場合は、既許可品目の石綿含有産業廃棄物に係る事業計画書を提出して下さい。なお、既に許可証に石綿含有産業廃棄物を含むことが記載されている場合、又は石綿含有産業廃棄物を取扱わない場合は、事業計画書の提出は不要です。

○申請受付場所・問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課産業廃棄物係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎 13階北側）

TEL 011-211-2927 FAX 011-218-5105

※ 申請の際は、審査に要する時間、出納業務の関係上、午後3時までにご来庁くださいますようご協力願います。

○産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料一覧

平成23年4月現在

申 請 内 容		申 請 手 数 料
産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	81,000円
	更新許可申請	73,000円
	変更許可申請	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請	81,000円
	更新許可申請	74,000円
	変更許可申請	72,000円

※ 申請手数料は**現金**でご用意ください。北海道収入証紙は使用できません。